

酒 類 亡 失 届 出 書  
酒 母 腐 敗  
もろみ

收受印

整理番号	※
------	---

平成 年 月 日	届 出 者	(住所) 〒 -	(電話) 局 番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) <span style="float: right;">㊟</span>	

酒税法施行令第56条の2第2項の規定により下記のとおり届出します。

記

亡失（腐敗）の日時	平成 年 月 日 午 時 分
-----------	----------------

亡失（腐敗）の場所	
-----------	--

亡失（腐敗）の原因	
-----------	--

亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）	品 目 別			
	アルコール分	エキス分	度 度	
	そ の 他 の 区 分			
	容器区分	容器番号又は容器個数		
	数 量		ml	

亡失（腐敗）後の管理及び今後の処理見込み	
----------------------	--

亡失（腐敗）の状況	
-----------	--

## 酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書 (CC1-5613) の記載要領

- 1 この申告書は、製造場内において酒類、酒母若しくはもろみを亡失又は腐敗（酒類が腐敗以外の事由により飲用に供し難くなった場合を含む。）した場合に、直ちに提出してください。ただし、酒類を亡失した場合の届出は、1回の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1か月の範囲内において一括届出しても差し支えありません。
- 2 製造から移出までの工程中における通常の欠減（貯蔵、移動、ろ過、詰口等）と認められるものについては、この届出書を提出する必要はありません。
- 3 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「品目別」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》に規定する品目の区分のほかウイスキー原酒及びブランデー原酒についてはその旨を記載してください。
- 4 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「エキス分」欄には、砂糖等を加えたしょうちゅう、スピリッツ及びリキュールについてのみ記載してください。
- 5 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
  - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
  - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
  - (3) 発泡酒については、酒税法第23条第2項第1号、第2号及びそれ以外の別
  - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 6 アルコール分及びエキス分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 7 不要な文字は抹消してください。
- 8 ※印欄は記載しないでください。